

規則名	理由	要旨
奈良県教育委員会選奨規程の一部を改正する規則	<p>選奨者選考委員会の開催期日の例外規定を設ける等のため、所要の改正をしようとするものである。</p> <p>選奨者選考委員会を開き選奨候補者名簿を作成し教育委員会に提出することができるものとする。</p>	<p>1 選奨者選考委員会の開催特別の事情があるときは、規程で定められた期日後においても、選奨者選考委員会を開き選奨候補者名簿を作成し教育委員会に提出することができるものとする。</p> <p>(第4条関係)</p> <p>2 選奨候補者の推薦特別の事情があるときは、規程で定められた期日後においても、推薦者は第2条各号の一に該当すると認められる者を教育長に推薦することができるものとする。</p> <p>(第5条関係)</p> <p>3 推薦書の書式変更 推薦者の押印を廃止する。</p> <p>(別表関係)</p> <p>4 その他所要の規定整備を行う。</p> <p>5 施行期日 公布の日から施行する。</p> <p>(改正附則関係)</p>

奈良県教育委員会選奨規程の一部を改正する規則（案）

奈良県教育委員会選奨規程（昭和二十四年十月奈良県教育委員会規則第六号ノ二）の一部を次のように改正する。

第三条中「事務局職員」の下に「及び教育研究所職員」を加える。

第四条第一項中「毎年」を「毎年度」に、「選考委員会」を「選奨者選考委員会」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、特別の事情があるときは、九月二十日後においても選奨者選考委員会を開くことができるものとする。

第五条第一項中「認められるもの」を「認められる者」に、「毎年」を「毎年度」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、特別の事情があるときは、九月十日後においても教育長に推薦することができるものとする。

別表中「推薦者職 氏名 空」を「推薦者職 氏名」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

奈良県教育委員会選挙規程の一部を改正する規則（案）新旧対照表

	改 正 案	現 行
2	<p>（選挙者選考委員会）</p> <p>第三条 選挙者選考委員会は教育長、事務局職員及び教育研究所職員をもつて構成し、本規則に別段の定がある場合を除く外その定数、会の組織運営その他必要な事項は教育長が定める。</p> <p>第四条 毎年度九月二十日までに選挙者選考委員会を開き選挙候補者名簿を作成し教育委員会に提出しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、九月二十日後においても選挙者選考委員会を開くことができるものとする。</p>	<p>（選挙者選考委員会）</p> <p>第三条 選挙者選考委員会は教育長、事務局職員をもつて構成し、本規則に別段の定がある場合を除く外その定数、会の組織運営その他必要な事項は教育長が定める。</p> <p>第四条 每年九月二十日までに選考委員会を開き選挙候補者名簿を作成し教育委員会に提出しなければならない。</p>
2	<p>（選挙候補者の推薦）</p> <p>第五条 事務局各課（これに相当するものを含む。）、県立学校及び教育機関の長（以下「推薦者」という。）は、第二条各号の一に該当すると認められる者があるときは、毎年度九月十日までに教育長に推薦するものとする。ただし、特別の事情があるときは、九月二十日後においても教育長に推薦することができるものとする。</p>	<p>（選挙候補者の推薦）</p> <p>第五条 事務局各課（これに相当するものを含む。）、県立学校及び教育機関の長（以下「推薦者」という。）は、第二条各号の一に該当すると認められるものがあるときは、毎年九月十日までに教育長に推薦するものとする。</p>

